

2026年2月12日

各位

会社名 UTグループ株式会社
代表者 代表取締役社長 外村 学
(コード：2146 東証プライム)
問合せ先 執行役員 サービス基盤部門長 山田 隆仁
電話番号 03(5447)1710

社員向け株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、社員向け株式報酬制度の導入に伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年3月3日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 26,451,100 株
(3) 処分価額	1株につき 215 円
(4) 処分総額	5,686,986,500 円
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社グループの社員（以下「社員」といいます。）とのエンゲージメントを高め、定着率や再入社率を向上させ、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、社員向け株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することといたしました。

本制度の概要につきましては、本日付「社員向け株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のために設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものです。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の当社の純利益を勘案のうえ、社員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、

2025年9月30日現在の発行済株式総数 598,622,745 株（※）に対し 4.42%（2025年9月30日現在の総議決権個数 5,719,260 個（※）に対する割合 4.62%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（※）2026年1月1日を効力発生日として当社株式を1株につき15株の割合をもって分割しておりますので、2025年9月末日時点の実際の発行済株式総数及び総議決権個数に15を乗じた数としております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	社員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	受託者は、信託管理人からの指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2026年3月3日
信託の期間	2026年3月3日～2028年6月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2026年2月10日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である215円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、当社普通株式が上場されており、かつ直近の株価に依拠することができないことを示す特段の事情が存しない状況においては、当該株価が企業業績や市場の需給環境を反映する、恣意性を排除した合理的なものであり、有利発行には該当しないと判断したためです。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上